

平成 23 年 5 月 6 日

各 位

株式会社りそな銀行

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-06 の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、平成 23 年 5 月 9 日（月）より、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-06」の取扱を開始いたします。

本商品は、りそな銀行がこれまで企業年金運用で培ってきた資産運用等のノウハウを活用し、主に個人のお客さま向けの実績配当型金銭信託として初めてご提供する商品です。多数のお客さまからお預りした信託金を信託約款に定められた運用範囲でりそな銀行が合同して運用する実績配当型の金銭信託（後記ご参照）の形式をとり、主な特徴は以下の通りです。

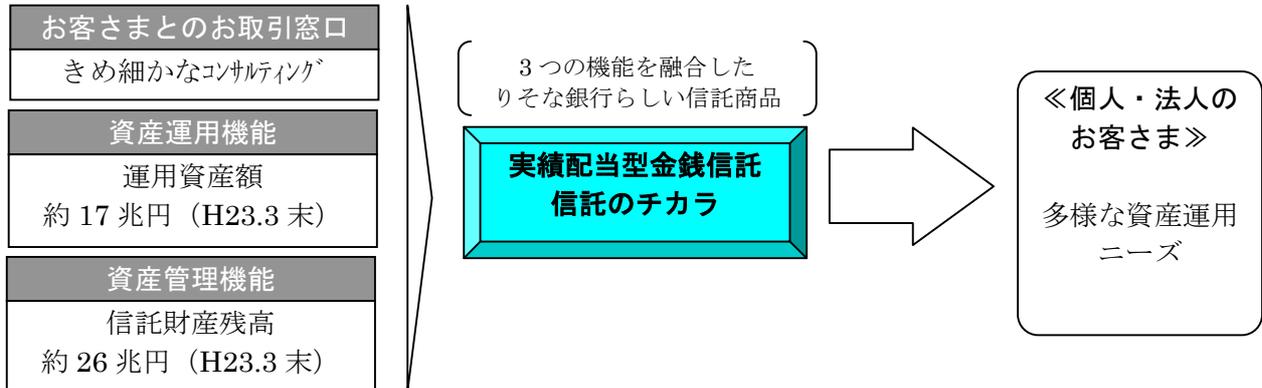
1. 高格付の円建債券に投資します
 - ・ 主に高格付の円建債券（日本国債、社債および円建外債）に投資を行います。なお、投資対象債券はすべて取得時点において、金融商品取引法に従って登録を行った信用格付業者から A 格相当以上の格付を付与されています。
 - ・ 円建債券に投資するため、原則、為替変動の影響を受けません。
2. 原則として約 3 年後の信託償還時の元本確保を目指します
 - ・ 信託期間満了日に近い償還期日の円建債券に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保と、原則として信託期間満了時（約 3 年後）の元本確保（1 万口当たり 10,000 円）に努めます。ただし、投資対象とする債券の発行体に債務不履行等が発生した場合に損失が生じ、信託期間満了時の元本確保ができない場合があります。
 - ・ 信託期間満了前の中途解約時に適用される基準価額には、当該投資対象債券の時価が反映されます（中途解約した場合において金利が上昇していると債券の価格が下落し、損失が生じるおそれがあります）。また、中途解約時には基準価額に 0.8% を乗じて得られる金額を解約する口数に応じて信託財産留保額としてご負担いただきますので、中途解約時の受領額はお客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。
3. 信託期間中は原則として年 2 回の収益分配を行います
 - ・ 運用から得られる利子および配当等の収入を原資として、原則として年 2 回の収益分配を行います。ただし実績配当型の商品であり、利子等の収入が少額の場合には分配を行わないことがあります。
4. お申込手数料をいただきません
 - ・ 販売・運用・管理をりそな銀行が一貫して取り扱うことにより、運営コストを削減し、お申込手数料のかからない商品となっています。

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化する資産運用ニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

ご参考：実績配当型金銭信託について

- 多数のお客さまからお預りした金銭を合同して、主に有価証券に運用する実績配当型の信託商品で、りそな銀行では今回初めて取扱いを開始します。「信託のチカラ」はりそな銀行が取扱う実績配当型金銭信託の愛称です。
- りそな銀行が、①お客さまのお取引の窓口としての機能、②お預りした資金を運用する機能、③お預りした資金を管理する機能の3つをすべて担います。りそな銀行が「真のリテールバンク」を目指して取り組んできた「きめ細かなコンサルティング」と企業年金業務のメインプレイヤーとして約半世紀に亘り培ってきた「資産運用・管理機能」を融合して、お客さまに質の高い運用商品の選択肢をご提供します。



＜商品概要＞

購入の申込期間	平成 23 年 5 月 9 日（月）～平成 23 年 6 月 6 日（月）
購入単位	500 万円以上、100 万円単位とします。
購入価額	1 口あたり 1 円とします。
解約実行日	毎月 10 日（東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日）を解約実行日とします。
解約単位	お客さまが保有される口数全部が対象となります（一部解約不可）。
解約価額	解約実行日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
解約受付期間	解約実行日の 5 営業日前から解約実行日（東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日）まで受付します。
特別な事由による解約	受益者が死亡したときなどの特別な事由による解約については、毎営業日を解約実行日として、受益者が保有する口数全部の中途解約の申込を受け付けます。なお、この場合、解約実行日が東京証券取引所の休業日に当たる場合はお申込みいただけません。
解約金	原則として、解約実行日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後 3 時※までとします。
募集・解約申込受付時の中止および取消	<ul style="list-style-type: none"> 募集申込受付の中止および取消 市場環境によっては募集上限未達であっても、募集申込の一部または全部を受付けない場合や募集の申込受付を中止することがあります。 解約申込受付の中止および取消 金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で解約の申込受付を中止すること、および既に受付けた解約の申込受付を取消することができます。
信託期間	平成 23 年 6 月 8 日（水）（設定日）～平成 26 年 6 月 25 日（水）
繰上償還	本商品の受益権の口数が 10 億口を下回った場合等、一定のやむを得ない事情が発生したときは、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
償還日	平成 26 年 6 月 25 日（水）
償還金のお受取り	償還日から起算して 3 営業日目からお支払いします。
決算日	年 2 回決算、原則 6 月 25 日、12 月 25 日（銀行休業日のときは翌営業日）です。第 1 回目の決算日は、平成 23 年 12 月 26 日（月）とします。
収益分配	年 2 回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。（信託償還時の収益分配金相当額は、信託償還金額の一部としてお支払いします。）
収益分配金のお受取り	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、決算日から起算して 3 営業日目からお支払いします。 税金を差引いた後、あらかじめご指定いただいた当社におけるお客さま名義の預金口座（普通預金または当座預金）に入金します。
募集限度額	35 億円を上限とします。 ただし、申込金額が 10 億円を下回る場合には、当信託が設定されないことがあります。なお、運用に支障が出るのが想定される場合には、上記の上限金額にかかわらず募集を停止させていただくことがあります。
運用報告書	毎年 6 月、12 月の決算期ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、受益者にお届けします。
課税関係	配当金及び元本を超過する収益金については利子所得として個人のお客さまの場合は 20%（所得税 15%、住民税 5%）の源泉所得課税となります。法人のお客さまの場合は源泉徴収のうえ総合課税となります。投資信託の課税制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-06」は、信託元本および収益分配金が保証されていない実績配当型の商品です。次ページ以降の注意事項、本商品の主なリスク等についても合わせてご確認ください。

<主なリスク>

- ・「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-06」（以下円建債券ユニット 2011-06 といいます）は、お預りした財産を当社を受託者とする単独運用指定金銭信託を通して値動きのある有価証券等に運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動など、主に以下のリスク等を要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、信託元本を割り込むおそれがあります。

信用リスク	組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、債券価格等が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、損失が発生し、信託元本を割り込むおそれがあります。
金利変動リスク	一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、損失が発生し、信託元本を割り込むおそれがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、この商品の基準価額の下落要因となります。一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

<ご注意事項>

- ・この商品は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託であり、預金または投資信託ではありません。
- ・この商品は、信託元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。
- ・この商品は、運用の成果により基準価額が日々変動し、運用による利益および損失はこの商品をお申込みのお客さまに帰属します。
- ・この商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・この商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- ・この商品は、合同運用型の金銭信託であり、投資信託に適用される税制は適用されません。
- ・毎決算日に分配方針に基づいた収益の分配を行う商品ですが、収益が少ない場合には分配が行われない場合があります。
- ・円建債券ユニット 2011-06 をお申込みの際には、当社よりあらかじめまたは同時に目論見書をお渡しします。目論見書の内容を必ず十分にご確認いただき、お客さまの判断でお申込みください。
 (※) 円建債券ユニット 2011-06 の基準価額は、毎営業日を計算基準日として翌営業日に算出します。基準価額は、計算基準日における合同して運用される円建債券ユニット 2011-06 の合同運用財産の純資産総額(当社が信託財産の時価として算出した資産総額から負債総額を控除した額)を計算基準日における合同して運用される円建債券ユニット 2011-06 の受益権の総口数で除した額をいいます。ただし、円建債券ユニット 2011-06 の基準価額は、1 万口あたりに換算した額で表示するものとします。

<その他ご留意いただきたい事項>

中途解約に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、その信託財産を単独運用指定金銭信託を通して債券に投資しますので、中途解約時に適用される基準価額には当該投資対象債券の時価が反映されます。また、中途解約時には基準価額に 0.8% を乗じて得られる金額を解約する口数に応じて信託財産留保額としてご負担いただきますので、中途解約時の受領額はお客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。 ・この商品は、毎月 10 日（東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日）の中途解約及び特別な事由による解約の場合を除き、償還日まで解約できません。さらに支払停止、期日前終了決定後のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、中途解約のお申込みは受付けないことがあり、また、受付済の解約を取消することがあります。
-------------	--